

静岡県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

1 施行者の名称

富士市

2 都市計画事業の種類及び名称

岳南広域都市計画下水道事業 富士市公共下水道（東部処理区）

3 事業施行期間

自 昭和57年3月5日

至 令和14年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和57年静岡県告示第208号、昭和58年静岡県告示第308号、昭和63年静岡県告示第483号、平成2年静岡県告示第1023号、平成6年静岡県告示第908号、平成9年静岡県告示第471号、平成16年静岡県告示第633号、平成23年静岡県告示第250号及び平成26年静岡県告示第209号並びに吉原処理区の昭和45年静岡県告示第261号、昭和54年静岡県告示第117号、昭和58年静岡県告示第309号、平成6年静岡県告示第907号、平成9年静岡県告示第471号および平成30年静岡県告示第776号の事業地に、静岡県富士市大字依田橋字沖田地内において事業地を追加する。

(2) 使用の部分

（污水）

昭和57年静岡県告示第208号、昭和58年静岡県告示第308号、昭和63年静岡県告示第483号、平成2年静岡県告示第1023号、平成6年静岡県告示第908号、平成9年静岡県告示第471号、平成16年静岡県告示第633号、平成23年静岡県告示第250号及び平成26年静岡県告示第209号並びに吉原処理区の昭和45年静岡県告示第261号、昭和54年静岡県告示第117号、昭和58年静岡県告示第309号、平成6年静岡県告示第907号、平成9年静岡県告示第471号および平成30年静岡県告示第776号の事業地に、静岡県富士市大字大淵字市十窪地内において事業地を変更する。

（雨水）

昭和57年静岡県告示第208号、昭和58年静岡県告示第308号、昭和63年静岡県告示第483号、平成2年静岡県告示第1023号、平成6年静岡県告示第908号、平成9年静岡県告示第471号、平成16年静岡県告示第633号、平成23年静岡県告示第250号及び平成26年静岡県告示第209号並びに吉原処理区の昭和45年静岡県告示第261号、昭和54年静岡県告示第117号、昭和58年静岡県告示第309号、平成6年静岡県告示第907号、平成9年静岡県告示第471号および平成30年静岡県告示第776号の事業地に、静岡県富士市大字依田橋字田中、字下三条、字鴨小田、字江堀、字芝添、字沖田、字天水、字滝川添及び字沼川添並びに大字今泉字金谷、字大島、字花ノ木、字鴨田、字大曲、字中瀬、字神田ヶ沢、字木の宮、字踊場、字猪塚、

字丸山、字荻ノ原下及び字茶の木平並びに大字一色字下ノ原、字貝沢、字荻ノ原、字荻原上、字小沢、字樋川、字宮ノ前及び字勸塚並びに大字三ツ沢字片曾並びに大字江尾字万騎沢入及び字竹ヶ沢並びに大字境字日影林並びに大字大野新田字橋上、字高札上、字高札向、字中通及び字下ウタリ並びに大字大野字大野北及び字大野南を加え、同大字依田橋字二本松及び字上三条並びに大字今泉字三条、字水深、字高尾奈、字三ツ石、字七本松及び字赤飯平並びに大字原田字東山下並びに大字比奈字上白子田並びに大字江尾字万騎沢並びに大字大野新田字居村、字西居村下、字中居村下、字東居村下及び字久保下並びに大字今井字内畝において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

1 施行者の名称

富士市

2 都市計画事業の種類及び名称

岳南広域都市計画下水道事業 富士市公共下水道（西部処理区）

3 事業施行期間

自 昭和53年10月17日

至 令和14年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和53年静岡県告示第964号、昭和59年静岡県告示第764号、昭和63年静岡県告示第482号、平成2年静岡県告示第1024号、平成6年静岡県告示第909号、平成9年静岡県告示第470号、平成16年静岡県告示第632号、平成23年静岡県告示第251号、平成26年静岡県告示第210号および平成30年静岡県告示第777号の事業地に、静岡県富士市大字天間字大久保を加え、同大字天間字堰戸、字横道下、字代山並びに大字入山瀬字天間道上地内において事業地を変更する。